

全體といつたしましても、この方向に對しては異存がないのであります。ただ日本のような國では、地方税に有力な税をもつてまいりますれば、すぐ國税の方が弱つてまいる。國税、地方税のかみ合いという問題があるのでございまして、ここで國家もまた御承知のように、財政破綻に瀕しておるような状態でありますので、方向としては、有力な財源を極力地方へ委譲するように、絶えざる努力を續けるという方向であります。が、現實としては、相當この方向については、満足のいくまでにいくことは困難であらうと存ぜられます。

な努力を政府といたしまして繼續いたしたいと存しております。さらに根本的にこの問題を解決するということになれば、日本全體の經濟狀態をよくするといふことが根本であります。そのほかに府縣の區域といふような問題についても、財政自主の見地からも、相當再検討の必要があると考えております。しかしこの問題もまた財政的見地だけでなく、長年の風俗習慣、あるいは生活態樣、そういうものに關します。容易に動かしがたい問題があります。いづれにも相當な前途に壁があるといふ狀態であります。大いに努力はいたしたいと存じます。

そでは、さしあたりの緩和策としてはどうするかということになりますと、まず一應官吏と同じ俸給資金のペー
スを確保するために必要な財源は、分
與税をもつて今度の追加が豫算にお願
いいたしまして組む豫定であります
で、地方でもつてそれだけの俸給を賄
い得る限度の分與税を國から交付しま
して、この窮狀を打開していくといふ
ことを講じてまいりたいと存じます。

事業の増、そういふものに對處するた
めの分與税も、ともに考慮をしてまい
りたいと存じます。それから地方税の
うちの住民税を約五割程度平均率を引
き上げまして、地方の物價高その他に
對する諸經費に當てるようにいたした
いと存じます。なお地方に對してはで
き得る限り、これは當然な話でござい
ますが、一方節約をはかる。それから
國と同じように、缺員の不補充の方針
を堅持して、この間の苦境を切り抜け
るようにいたしてまいりたいと存じま
す。

な右事業に對する起債の問題であります。これは過日もお話し申しまして、おおむね御了解を得たと存するのであります。起債が窮屈なために、地方も六・三制その他の施行に苦慮をしておられるということは、私どもも十分わかつておるのであります。しかしながら國全體の財政金融の狀態、資金蓄積の趨勢というものから考えまして、國全體として起債のわくというものをきめていかなければならない。そうしてそのわくの内で、國債と地方債と社債のわくをきめ、その地方債として與えられたわくの範圍でこれをやつていかなければ、國全體の經濟が成立

業をやるという必要の面から言えば、いろ／＼と不満があると思いますが、國全體として何分にも窮迫した状態でありますので、全力を盡してその地方債のわくを廣くし、かつ起債が許可された際に、それが空起債になることのないように、實際にそれが現金化できるように、最善の努力をやつてまいつておる次第でございます。まことに地方團體としては、仕事はやらねばならぬ、起債は自由にならぬというところは苦しい状態であると思いますが、その點をおくみとりの上御了承を願ひたいと思つております。

二百二十七條に一時借入金の規定がございしますが、申すまでもなく、借入金というのは年度内に償還するものをもつて借入金というわけであります。て、年度をわたるものはみな起債という形になるわけでございます。そこでこれをどういうふうにいじりまして、どうにもならないのでございまして、借入金借入金として、今は非常に苦しいときでございしますから、分與税がはいるから、それを擔保にして金を借りるとかいうようなことをやつて、それがうまいきませんときは、借入金を一旦返してまた借入れるというふうなことをやつて、四苦八苦をし

體が寄附金をとるといふことは、本來自由な自發的な寄附であれば、あえてこれを抑制する必要もないかもしれませんが、しかし寄附という問題については、また一面の弊害も伴うように存ぜられます。そこでこれは政府の方針としては、極力やりたくないという考えをさします。またこれがずつと數年度にわたつていくようなことになりますれば、これはやはり起價のカテゴリーの中にはいつてまいる問題だと思ふのであります。とりあえず萬やむを得ざるとき地方でやるというようなこ

とまで、こゝろで著しい弊害のないものについてまで干渉はしないという程度に、今考えておる次第でございます。

第二番目のお尋ねの、百九條のいわゆる議會の會期と常任委員會の問題でありますが、常任委員會は議會の開會中、あるいは議會が開會になりましたも、その議會において付託せられました事項を、その後においても審議するということになつておりますことは、仰せになりました通りであります。そこで今のお尋ねは、付託した問題だけでなく、すなわち舊制度の參事會のように、議會閉會中においては、參事會に代つていろいろのことが審議でき

見はどうかということと存するのであります。新憲法のもとにおいて新自治法になりましてからのこの考え方は、いわゆるすべて議會中心主義でございます。そこでその中のごく一部の者が參事會をつくつて、そこで議會と同じような權能を果すということとは、立憲制度あるいは地方自治の精神からいつては、やはりそれよりはむしろ、

度からまいりますところの魔搦というものは避け得るのではないかと思ひます。しかし趣旨はできるだけ議會を尊重し、議會を大いに開くという趣旨からまいつておるのでありますから、その點常任委員會の運用においてその缺點を補つてやるように、地方ではやつていただきたい。こう考えておる次第であります。

それから第三のお尋ねの、第百十六

條の會議の議決のやり方でございま
す。すなわち議長は議決に加わらない、
可否同数であった場合は議長の決する
ところによるという點であります。舊
制度においては話の通りに、議長は
議員として一票を投じ、それからさら
に議長として一票を投ずる、合計二票
を投ずることができるようになつてお
るのであります。新自治法におきま
しては、これを改めまして、今のよう
にいたしましたわけでございします。この趣
旨はどちらがいかというところについ
ては、論ずる人によつて双方の意見も
成立つと存するのでございします。し
かし議長の職務は申すまでもなく、議
事全體を運営管理する大きな強い権限
をもつております。その上に一議員と
しての表決権までもつというところにな
つて合計二票もち、しかもその一票と
いうものは最後のことを決する一票で
あり、しかもその表決のほかに、平時
その議事全體を運営管理するという意
味において、強大な権限をもつておる
わけでございます。これが單に普
通の議員としての権限までも一つも
ちますと、あまりにも力が強くなりす
ぎるのではないかと。これは一般の議員
との間の比較から申しまして、むしろ
一般の議員としての表決に加わらない
で、議長として表決する方が公平で、
平等に近い方向にいくのではないかと。
かような精神からいたしまして、過般
の新自治法の制定後は、ここに御指摘
になるような制度になつたわけであり
ます。もちろんお話のように、かえつ
て極端な場合には、議長を出した方が
損をするといひますか、負けるという
ような極端な例も出てくるのでありま
すが、ごく例外的なそういう場合、や

はり制度というものを一つ立てます以
上、どこかにそういう若干の弱いところ
が出てくるのはやむを得ないと思ひ
ます。全體の形をいたしましては、や
はり新しい制度の方が私どもとしては
適當ではないか、かように考へておる
のであります。また外國の例をみまし
ても、アメリカのどときかはみな新しい
方法になつておるようでありまして、
それらも併せ考へまして、こういうよ
うな規定に改めた次第であります。
○門司委員 もう一點伺ひます。委員
會と會期の問題であります。從來參
事會がありました當時におきまして
も、殊に五大都市のような大きな世帯
のところは、随時開く必要がありまし
たので、會期が定められておらずと、
その間の手續き、その他煩雜な事務が
ありましたために、會期を大體定めな
い、そして惡く申し上げるというわ
けではありませんが、議會が常時開か
れておるといふ形においておくことに
おいて、議長は問題のあるたびに議會
を招集して、それがただちに常任委員
會に付託できる。従つて參事會のない
あとには、そういう制度の方が委員
會の活動も十分できると思ひますし、
さらに議會を尊重する意味からいきま
しても、一應まず議會にかけて、それ
からさらに常任委員會に付託してこれ
を審議させるといういき方ができるの
ではないかと。こういうふうに考へてお
るのであります。なほ御再考を願ひ
たいと思ひます。

地委員會などにおきましては、むろ
ん委員長は議決権と表決権と二票もつ
ておる。その他調査すると、そういう
ものが私にはあると思ひます。非常に人
員の構成の少い場合に、往々にして可
否同数は議長が決する。あるいは政黨
的色彩をもつていないような會議に
おいてはそういうことがあります。す
で、おそろくそういう規定になつてお
ると思ひますが、これともし百五十六
條のような規定が正しく、それが運
用上よいというならば、すべての會議
をそういうようにまとめて、議事につ
いてはこういう法律でいけという一本
にした、たとえば議事法というよな
ものができて、そういう煩雜な、ある
いは疑念のあるようなものを一掃をす
ることが、私どもはこの際よいのではな
いかと思ひます。これは自治法とちよ
つとかかはなれてくると思ひますが、
なお考へをお伺ひしたいと思ひます。
さらに一番最初にお聴きしました二
百二十七條の關連であります。もち
ろん借入金金の關係は先ほどお話の通り
であると思ひます。今日の社會情勢か
らみまして、課税の對象といふものは
きわめて困難でありまして、具體的に
申しますと、課税の對象をもつておる
ものと、課税の對象にならない相當な
資産をもつておるものとで、實際の問題
をいたしましては、非常に大きな開き
をもつておるのであります。従つて課
税の方法が非常に巧妙に行われて、そ
うして多くの新圖をもつておるような
連中に課税ができれば結構であります
が、そういう問題はきわめて困難であ
りますので、それらの財源を得ますた
めには寄附行為であるとか、あるいは
一時借入金であるとかいうような方法

を講ぜられた方が、この際地方財政を
賄う上において非常に便利であると私
は考へております。もちろんこの規定
は動かすことができないというところは
一應考へられませんが、これに多少の幅
をもたせる。いわゆる借入金金を年金に
おいて償還しない。それが始終繰返さ
れていくということではなくして、起償
との關係もむろんあるとは思ひます
が、そういう起償にはほほ近いような、
何らか緩和されることがあれば、この
際の地方における財政はかなり融通が
つく。私は現實の問題として可能性が
あるというように考へておるのであり
ますが、なおこの點については、ひと
つ考慮をお願いしておきたいと思ひま
す。従つて前の二つについて、もう一
應お答えを願ひたいと思ひます。
○林(敏)政府委員 第一の議會の會期
と常任委員會の問題であります。立
法の精神は、先ほど申し上げましたこ
とをもつて御了承願ひたいと思ひま
す。であります。いわゆる萬年議會と申
しますか、絶えず議會を開き放しにし
ておいて、案件の出でくるたびにそれ
を常任委員會にかけて、實際は常任委
員會で運営していくというやり方でど
ぞいひますが、法律から見ましてそう
いうことは、いわゆる法文上は違法であ
ることは申せないと思ひます。それ
を、地方團體の議會の狀況に應
じましては、そういうことになつてい
く場合もあるいはあるかと存するので
あります。ただ私どもよりも、もつ
と經驗をおもちになつていておわかり
のこと、萬年議會になつてまいりま
すと、運営がよいようであつてまいり
まいり、いかないという場合もあるわけであり
まして、かえつて締括りがつかなくなつ

たり、始末がつかなくなつたり、いわゆ
るだら／＼になつてしまつてしまつ場合
もあるわけでありまして。これはやはり
なるべくそういうことではなく、必要な
ときに開いて、そしてどうしても常
任委員會で議決して審議しなければなら
ぬものは、常任委員會に付託して審議
する。あるいは次の議會が開かれる前
に、事前にどうしても審議しなければ
ならないものは、いわゆる事前の事實
上の協議會といふものを開いて、そこ
で審議をなさる。そういうような運営
でいくことが一番望ましいのじやない
かと考へております。要はこの法令を
どう運用していくかというところであ
ろと思ひます。ただ常任委員會とい
うものを、昔の參事會のようにして制度
を設けておきますことは、これからの
議會尊重の氣運と制度からいきまして
いかにかと存するのであります。建前
はそういうふうな議會第一主義にいた
しまして、そしてその間において、
實際の上のいろいろな支障といふもの
は、適切な各自自治體の運営でもつて
解決をしていただくということにいた
すことが、一番望ましいことだと存す
るのであります。
それから第二の、議會の議事の決定
の方法でございます。お話のように、
なるほど現在では自治法はこういうこ
とになつてまいりましたけれども、ま
だほかのいろいろの法規に基く會議體
の議事方法といふのは、昔のようない
わゆる議長は二票をもつというやり方
でまづつておるものが、相當多いの
ではないかと思ひます。これはそれ／＼
の法律で、そういう會議を規定いたし
ますときの理窟を申しますと、それぞ
れの目的に従つて議會の議決のやり方

というものはきまるわけでございますから、農林関係の法律なら、その法律でもつてそういうことになつておりますれば、これまた自治法の方から、それをかれこれ容れざるべき筋合いのものでないと思ひます。これはしかし理論でありまして、將來の私どもの氣持を申しますならば、やはりそういう法律も逐次この新自治法のような行き方に改められるべきものではないか。これが望ましいというふうに考えられるのであります。なお政府関係方面に、御意見はとくと傳へまして、政府としてなるべく歩調の合うように、ひとつこの點は研究を進めたいと存じております。

それから第三の、いわゆる寄附金、一時借入の運営の問題でございます。御著眼の點はごもつともだと思ひます。しかしこの寄附金とか一時借入の運営というものは、弊害を最小限度に防ぎ得る限において、できるだけ現實に近いものにやらせていくように、私ども自治體と協力いたしてまいりたいと思つております。

○門司委員 最初の議會の問題であります。これは誤解されていゝと思ひます。私は參事會の行き方を、必ずしもそうしろと言ふのではない。現状のままでは、常任委員會は事前審査でありながら、實際の審査をしていゝような、舊參事會のような行き方をつつていゝ。従つてこれをなくするため、議會が當時開かれるならば、その案件があるたびに議長は議會を召集して、各常任委員會に付託するといふ行き方にしておかないと、今の地方における常任委員會といふのは、昔の參事會のように事前審査をして、それが次の

議會には必ず報告のまま承認されるといふような形でありまして、これをもう少しはつきりしておきたい、このいふのであります。この昔の參事會と同じような姿であるものをなくする。そのために、必ず議會で付託されたものを委員會で行うという制度にするには、會期が定つておらず、殊に五大都市のようなものになると、相當頻繁にいろいろの問題が起りますので、そのたびごとに議會を開くことを申請して、さらにそれを通過するといふようなことになりまして、そういう煩雜な手續を避けていゝといふのであります。誤解のないように願ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 私の方が驚き感えておりました。御趣旨のあるところはよくわかりました。いわゆる常任委員會といふのは、議會に從屬する立場のものであります。議會の付託を受けたその都度開く、また付託を受けた事件についてのみ繼續して開かれる、このいふものだと考えております。ただ御心配のやうな、そのなると始終議會を開かなければならぬやないかといふ點もあつて思ひますが、なるべく議會の氣持から、そういう方向でもつていゝのが適切ではないかと思ひます。

す。しかし實情によりまして、あまりにもそれが形式張りすぎるといふ場合も出てくると思ひますが、そういう場合、各自自治體でこの自治法を離れまして、法律外の運用として、いわゆる議員の有志の方に集つていただくといふ形で、實質上事前審査のやうなことをやらせる場合が起つてくると思ひます。これは法律の建前からいへば、あ

まり希望したことではないと思ひますが、運用がそれによつてスムーズにいくならば、法律外の活動であれば、それに對してまたどういふこともできないのではないかと、いふふに考へております。なおこの委員會の運営状況については、政府といたしまして、今後の推移をよく見まして、適切な運営がはかれるように努力をいたしたいと思ひます。

○酒井委員 私から地方財政に關連いたしまして、一、二質問を申し上げたいと思ひます。

六・三制の問題が、地方財政に關しては、出たやうであります。六・三制の教育は、私の解するところによれば、本來義務教育でありまして、本質的にはこれは國家の事務である。それを地方團體に委任してこれを行はせるといふことだと思ひますが、その解釋してよろしうございませうか。

○林(敬)政府委員 義務教育につきましては、今の法律上の建前は、教育は國家の事務といふことになつております。國の事務である義務教育を自治團體の長に委任するわけでありまして、それで教育を行うといふことについて、自治團體の長に對してこれを委任する。それから學校の設備をするといふやうな、金を出さなければならぬ經費、あるいは物的の負擔といふやうなものについては、いわゆる團體委任と申します。自治團體にこれを委任しておるわけでありまして、それで教育の事業——事業といふと少し言葉が悪いかもしれませんが、教育そのものは機械委任であつて、知事、市町村長に委任しておるといふことになります。學校をつくつたり、椅子をつくつたり

という設備の方の經費を負擔するといふ問題は、市町村といふやうな自治團體に委任しておる。こういう法律の觀念をとつております。

○酒井委員 その關係はたいへんよくわかりました。國家教育とも言うべき六・三制教育が、委任事務でもなくも行われるといふことが非常に不合理である。殊に經濟の逼迫いたしました今日の狀態におきましては、なおほなほだしい不合理であると思ひます。おそろくこの國家事業である六・三制教育が地方團體に委任され、教育そのものが、今の説明によると、地方團體の長に委任されるといふことでありまして、いづれにしても、そういう形をとりますのは、おそろくこれはその教育の經費を地方に負擔させるといふところにあるのではないかとと思ひます。しかしこの國家の最も基本的事業ともいふべき教育の事業を、經費のために地方へ委任し、負擔せるといふことは、國政上たいに考へなければならぬと思ひます。御承知であらうと思ひますが、この新しい六・三制をめぐりまして、各地方でいろいろな悲しむべき事件が起つております。教育制度は國家によつて定められ、その上それが地方團體に委任された。その上たつた以上實行しなければならぬ。實行するといふことになれば、經費がこれに當然伴うものであります。その費用の途がない。結局たゞいま局長が言われました、歡迎しない寄附といふところへ落着きまして、私どもの郷里の周囲では、一戸當り千圓あるいは二千圓という相當大きな寄附を——これは寄附である以上強制制ではありませんけれども、農村などの實際か

ら見ますれば、こういう村で定められた寄附をやめるといふことは事實上不可能であります。形では強制ではないけれども、事實上は強制されている。實に氣の毒な人々がたくさんあるわけでありまして、この意味からいいたしまして、國家教育といふやうな重大なことを地方に任せるといふやうなことは、根本の缺陷だと思ひます。とも、地方民が單に困るといふことだけではない、これがために地方財政あるいは寄附金等において、どうかこうか經費を賄つて設備を整へ得る所は結構であります。ところが金がないと、村長の辭職問題などの起つていゝ所もあつて、そういう所になります。教育の設備といふものはさらに整へない。そういたしますと、國家の教育であり、各國民がひとしく教育を受ける權利を有する憲法にも規定されているのであります。ひとしく教育を受けることができないのであります。非常に偏頗な不公平な教育になつてしまふ。所によりまして、校舎もない、その他の器具機械もない、野天において教育を受けなければならぬやうな所もあるし、財政ゆたかな所においては整つた設備のもとに教育を受ける所がある。このやうな狀態に國家の教育を行うといふことは、これは政治上の由々しい問題だと私は思ひます。そこでどうして教育といふやうな基本的な事業柄は、國家が直接行ふべきやないかといふやうな考へをもつていゝものであります。この點について、どうかお考へを願ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 ただいまの酒井さんのお話の御趣旨はよくわかるのであ

ります。ただ教育の方針ということになりますと、これは私から申すのも少し僧越かも知じませんが、いわゆる地方行政を擔當いたしております者としての氣持を申しますと、お氣持はよくわかりますが、教育は國家的な色彩というものの相當になければならないと思います。しかしながら私は、初等教育あるいは中等程度の教育、その程度までは地方自治の面からいえば、地方自治でできればやるのが最も望ましいことではないかというふうにも考えられるのであります。自治行政というものについてはいろいろあると思いますが、その中にやはり教育の事業というものは大切な自治行政ではないか、法律概念から申しますれば、さつき申し上げた通りでありますが、非常に大切な一つの地方自治の大きな範疇の中にはいるところの行政の分野を占めるものではないか、こう考えられるのであります。かりに法律概念はどういうふうにいたしましても、運用としては、少くも非常に地方自治的に、今後の初等教育といえますが、基本教育というものには、行われるべきことではなからうかと考えられるのであります。大きな大學教育や専門教育になれば、國家がじき／＼でやつてもよいと思います。が、中學校以下のようなものは、府縣とか市町村でそれ／＼の工夫をこらして、それ／＼その地方化、あるいは郷土に即した教育をするということが、むしろ今後の理想としてはよいのではないか。またかりに、その性質は國の行政であるといいたしても、それだからといって、國の機關が、地方の實情もほとんどすべてわからないといいたしますか、非常に遊離した國家機關が地

これは基本的な問題であると私も考へております。學校の先生あたりの俸給にいたしまして、國家がこれを全額支給しないから、やむを得ず地方にその半額なら半額を仰いでおるといふ、しかたのない氣持でやつておられるわけでありませう。實際教育家の一人一人にあつてみられるならば、すべて國家において、そういう點は負擔しでもらいたいといふことは、言うまでもないことなのである。そのような常識的な問題になつてゐる。それを局長は、教育は地方の特色によつて行ななければならぬといふような理窟から、地方へこれを委任して恬として顧みられないといふことは、これは日本の國家教育のために歎くべきことだと思ひます。殊に血の出るような寄附をいたしまして六・三の設備を各所でしてありますが、寄附をあまり歓迎しないといふような言葉を先づき言われましたが、おそくこの寄附した人々が、そういう政府委員の言葉を聞いたならば、まことに私は失望を感ずるだらうと思ひます。なるほど國家制度の上からいけば、個々の寄附にまつといふようなことは、おもしろくないことに違ひありませんけれども、それならば起債も許さず、あるいは税で徴収する方法も許さず、そうして置いてやれといふ。そうして寄附は喜ばぬといふ。それではどうして實際實行するかという問題になるので、まことに事務として考へるときは、そういう放言をして恬としておることもできるだらうけれども、實際教育の掌にあたつて、この設備をしなればならぬ、市町村當局などにおきましては、これは死ぬか生きるかの血みどろの問題で、ずいぶんこれがために町

村などはいろ／＼なものができておる。村長の辭職問題などもできておる。實に私は、そういう實情は政府當局が眺めて、血もあり涙もある氣持でこの政治の面を考え、法制の面を考え、でもらいたいと思ひます。寄附などあまり歓迎しないといふようなことで、當局としてはすましておられますが、實際掌にあたる者は、すましておれないのであります。この點はどう調和するか、そういうことについてお考えが、ありますれば、ひとつ承りたいと存じます。

○林(敬)政府委員 六・三の施行に伴ひましていろいろの設備がある、それについては、ある程度國家が國費をもつて、これを整備すべきであるといふお話については、まつたく同感でございます。それから今お述べになりました酒井委員のおつしやること全部について、私はまつたく御同感でございます。また私が先ほどお答え申し上げましたことも、地方に任せて恬として顧みないといふつもりで申し上げたのではないのであります。いわゆる國も、地方も、こういう制度でいくのがよいのではないかといふことを申し上げたわけでございます。この點もひとつ御了承願ひたいと存じます。建前といたしましては、さつき申し上げましたように、俸給は半額國庫がつておる、あとの半額が地方、設備も六・三の施行にはおむね半額が國庫、それから殘額が地方の起債、こういう建前で進んでまいつております。また俸給につきましては、地方財政の窮乏の實情からしまして、激増してまいります増俸の分につきましては、全部國庫から分與税でもつてこれを

みておるといふような實情でございます。お話のように、私は寄附は好ましくありません。これはやはり、寄附をしなればならぬという實情に立ち至ること、まことに残念なことである。こういう意味でございます。私も、おつしやることはよくわかるのであります。實にこの問題は困つたことで、國家の窮乏というが、國家財政の破綻といふか、それと六・三の實施という問題の間に挟まつて地方に迷惑がかかる、その地方の父兄の方々が非常に苦勞をなさつていらつしやるというところに、實に、實に日夜憂慮をし、かつ微力ながら最善の努力をいたしておるわけでございます。その寄附をなさる方の氣持はよくわかります。しかも、こういうことは、一日も早くしないので済むような事態にもつていきたい。こういうことを考へておるわけでございます。政府の各方面によく御意見は傳へまして、お氣持の速やかにできるだけ實現がはかれますように、最善の努力をいたしたいと存じます。

○酒井委員 もう一つ最後に、今の寄附の問題であります。私も、教育の上から寄附は好ましくはないけれども、それかといつて設備をしないわけにはいかないのであります。寄附をしてくれと、むしろ地方に對しては寄附を、私も奨めておる一人でありませう。自分も及ばずながら、これに對しては相當な犠牲を拂つておる。しかし先ほどからの當局の意見を聴けば、寄附はあまり好ましくないといふことでありませうが、結局結果的にみましても、それと寄附を仰ぐよりほかに、事實校舍その他の設備はできないのでありますから、寄附が好ましくないか

らというのでやめておいた方がいいか。あるいは好ましくないけれども、校舍その他の設備をするために寄附をされた方がいいか。この點お聴かせ願ひたいと思ひます。

(連記中止)

○千賀委員 六・三の問題は、酒井委員と政府委員との應答に關連をいたしますが、政府委員の答辭を是なりと承認するものであります。六・三制につきましては、まつたく日本の國力を無視したこの制度を、内閣が取り立てしつたといふことに悲しみのもとが胚胎しておるのであります。最近におきまして、従前の國民學校の教育をする本もなければ、資材もない。教材の補給もできないといふようなこの現状の上に、さらに六・三中學をここに加えていくといふことが、實際問題としてできるはずがない。これの見透しなく、なぜ文部省がこれをわが國策として取入れたのか。また内閣總理大臣がこれを總攬しながらこれを承認しておるのか。この點まつたくわが日本國民にオーバードロードであることが、オーバードロードであるこの問題をいかにするといふことは、この委員ではないのであります。もちろんあなた方は地方制度の中樞を握つておられますので、市町村長あるいは市町村制と悲しみを同じくして、この問題をこの岸へ船をつけていくのか。この點については同じ愛をもち、同じ悲しみの中に何とかしてその打開策を講じよう、のた打ちまわつておられるその氣持であられることは、むしろわれわれは感謝するのであります。が、私もあなた方に、この解決を

しなさいといふような注文はいたしません。そこですべての地方行政にして、國家の行政にして、税金をもつて支辨するといふことが、ほんとうに國家運轉の建前でなければならぬ。この點につきまして私は、以前から地方行政に關係をしておられますときから、主張し續けておるのであります。が、オーバードロードの仕事計畫しては、これでは困るからと言つて寄付金を許すことになりませう、また寄付金をもつてその經費の大部分を支辨するといふような建前になります。まつたくこれは、日本の國は武器をもつて横行する匪賊はないけれども、滿洲國の人民たちが日本を指して法匪と言ひました。ほんとうに日本にこの法匪といふものが實現をしていくわけでありませう。かようなことになりますると、地方の安寧もなければ、氣持の上の樂しさも何もなくつてしまふ。だから必要であれば議會の承認を経て、いくらでも税金をとれる方面に課するのがよろしいのであります。その税金をもつて國費を支辨するといふことが、一番正しい明るい政治で、國民の納得し得る政治であります。この線によつて政府委員がやつていこうといふ信念をもつておられることは、私はこれは双手をあげて賛成をいたします。さればといつて寄附といふものは、絕對相ならぬといふわけのものでもございませぬ。國家の實情、市町村制の實情を見て、なお相當苛烈な税金に耐えながらも、なお自分々々の節約によつて餘力を生じた方が、その方面に理解をもつて寄附をしようといふ方があれば、これはもちろん感謝して受けるのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

をいたすのであります。この點に満腔の感謝

を表することに、少しの惜しみがあるものではありまじいけれども、政治をやる者としての心得というものは、やはり地方局長が言いましたその信念に立つてやつていただくことに私は賛成をするのであります。さういひ明確にさういふ線に沿つてやつていくことを表示いたしておきますので、どうか將來もその信念にゆるぎなきことを私どもは要請するのであります。

次に選挙法につきまして、蛇足かも知れませんが申し上げます。私は長く選挙をやつてきた人間でありますので、今回のこの改正について少し疑問がありますから、少々伺ひをいたします。選挙名簿を定時登録制から臨時登録制にかえたということは、結構でございます。定時登録制におきましては、なるほどその定時以後の異動が選挙権の上に作用することができませんから、たしかにその點は臨時の方がよいと思ひます。實際の選挙の面にあたりまして、過去の定時登録制のころに私どもが選挙をやつておつてぶつかる問題は、定時登録をいたしまして、それからある期間選挙人名簿の閲覧期間があるのでございます。その間に民衆全部が閲覧をしてしまふ問題は無いのであります。この期間にほとんど民衆の大部分に閲覧をいたしません。また事實選挙民が定められた時間に定められた帳簿を閲覧するということがなつたら、實際は不可能であると思ひます。帳簿の数が足らなければ、閲覧をする部屋の廣さも足らない。見てくれぬから結構なやうなわけでありませう。そこで相當な脱落を生じておるのであります。選挙がいへく告示になつて、相當選挙が民衆の興味を中心

になつてくるやうなところに閲覧する人は、さておれの名前が落ちてゐるが、出してこれというのを、それ／＼の自分の入れたいと思ふ候補の事務所に言つてこととられる。それは大變だといふわけで、われ／＼は何とかしようと思つても、これは法律に抵触しなすのであります。これはいつも選挙のたびに数件ないしは数件、数百件も起つてくる悲劇であります。臨時登録制になれば、こうしたことがたしかに防止できるかどうか、その點はいかがでございますしやう。防止できるならまことに結構だと思ひますが、まずその點から伺ひまして次の質問を申し上げます。

○林(敬)政府委員 今千賀さんのお話になりました選挙の名簿でございますが、縦覧、閲覧の事情は私もお話の通りだと存じます。特に脱漏が著しかつたのは一昨年の選挙でありまして、もちろん全體から見ればパーセンテージは低うございますが、社会的にこれを眺めた場合に、相當ひどい脱漏があつたわけでありませう。これを防止いたしたために、従来は單に定時名簿だけであつて、九月十五日現在で十二月二十日に確定する。それで閲覧期間を過ぎた人を文句を言つてもだめだ、こういう制度であつて、御心配のやうに取つく島がなかつたのであります。これを改めまして、定時名簿のほかには臨時名簿をつくりまして、そこで載るべくして載りそこなつてしまつた者、あるいはそれからあとで海外から歸つてきて資格のある人、こうした落ちた人々をみな救ひあげていくという制度をつくらなければならぬ。それ

で衆議院の選挙にしても、その他地方の選挙にしても、選挙の直前になりまして、落ちたその人々を、その家々に通達して申告してもらつて、その申告によつてそれが事實に間違いなければ載せるといふやうにいたしました。臨時名簿閲覧の時期というものは、選挙のすぐ前といふべきで、できるだけ支障のない限りにおいて一番近い期間をねらつて臨時名簿をつくるわけでありませう。そこでこの制度によりまして非常に防止ができたと思つております。なおかつ御通知申し上げても、なかなか申告をなさらない方もありますので、落ちておる點もあると存じます。しかし、現在の制度として考へ得るだけの脱漏は、これでもつて救ひ得る制度ではないかと思つておるわけでありませう。

○千賀委員 そこで臨時名簿の締切りは、今選挙の直前とおつしやるのです。これは告示の直前であるのか、投票の直前であるのか。その直前ということとは告示ないしは投票、どちらにしても、たいてい幾日くらい前を目標にしておられるのか。

○金丸説明員 局長に代りまして私から説明を申し上げます。選挙の期日は、府縣の選挙では三十日前に告示をいたしまして、市町村の選挙では二十日前に告示をいたしたのであります。新しい定時名簿主義によりまして、選挙権の要件である二十年という年齢と六箇月の期間を、選挙の期日によつて計算をいたしますから、告示をいたしたしあつたあとでなければ、選挙人名簿の調整に着手ができません。うけであります。ういたしと、選挙の告示がありましてから名簿の調整にかかります。調

整の方法といたしましては、まず選挙人に申告用紙なんかを配りまして申告をさせて、それによつて調整をいたしましてから縦覧に供して、異議があらましたら、それを決定するという順序を履むかと思ひます。府縣の場合でございまして、およそ選挙の期日から十五日か十日目くらい、市町村の選挙でございまして、選挙の期日前十日前後には、数日間縦覧に供するといふことになつてまいるかと思ひます。今までは毎年十月に縦覧をいたしておりました。選挙に全然無関係でございまして、仰せのやうに縦覧に参る人も至つて少なかつたと思ひますけれども、今後選挙人名簿はすべて選挙を行います際に必ずつづりますから、今までも違ひまして、名簿の脱漏というやうなことも少く、また縦覧においでになるというよりも、今までのよりか関心をもちつて多くおいでになるということになつてまいるのでないかと思ひます。

○千賀委員 脱漏の少くなるだらうと思ひます。この改正選挙法の方が数年まさつてゐることは認めます。そこで私が一つ心配いたしますのは、選挙期日に非常にとつてきて、相當に取扱います吏員の方も、届出をする民衆の方も、相當氣持がうわつてくる時分にこれ取扱われまふので、相當誤謬がでてくるのではないかと。特にその中の誤謬は、甲の役場に届け、乙の役場にも届けるというやうな人が出てきたときに、これは故意で選挙を妨害しよう、あるいは攪亂しようという人もあるだらうし、またたく歸還者のごときで、ある所に落着くと思つて、そこでちよつと届け出てみたが、また選挙の間際に村を變つて次の村に行つ

た。前のことも忘れてしまつて、すぐ次の村にもまた届けてしまつたというやうなことで、二重登録というやうな場合が、できてきやしないか。これができてきたときに、訴訟問題などが起りまして、その選挙全體が無効だといふことになりまして、何萬、何十萬といふ人々がその熱意を結集してやつた選挙が、そうした不注意なこと、あるいはきわめて少數の悪意のある者のあるために、選挙を亂されてしまふ、やう直しになるというやうなことが起りほしくないかと思ひます。それが火急な臨時登録の間で完壁を期することができるといふか。またどういふ方法で防止をせられるおつもりか、この點を伺ひます。

○林(敬)政府委員 お話のやうに期日が迫つてきてつづりますから、やはり人間のやることであります。誤りなきを期して緊張いたしましたも、萬一にも誤謬が出てくるかも知れないと存じます。それでまことに稀な例だらうと思ひますが、仰せのやうに悪い者が出てまいりますと、二重に名簿に登録してしまつて、二重に登録するといふやうなことが萬一にもあるかも知れません。この場合には、いわゆる投票までにそのことがわかりましたら、どちらか誤つてゐる方を附録をつけてしまつて、名簿に載つておりましたも投票をさせないといふことにいたします。またかりにその人がどうしても投票をするという場合には、その投票の方法を投票管理者が講じさせまして、開票までの間にこれを調べて、有効、無効を決定するといふ方法をとつて、これを防止することになつております。それから投票までにどう／＼それを氣づ

ず、開票にもなつて、當選者がきまつてしまつた。それからあとでそういうことがわかつてきたという場合におきまして、これはごくわずかのやう者があつても、それによつて選挙のやり直し、いわゆる選挙を自體が無効になるというのではないと存じます。ただ、そういう人が相當あつて、それがために當選人の順位が狂つてくるというやうなことの明白になります場合には、いわゆる當選の效力というものについて影響が出てくるを存じます。これはいわゆるやむを得ない事であつて、そういう場合は判決を待ちまして、當選の決定のやり直しをやるほかにないと思ひます。

○千賀委員 そんな場合もあるのだといふことについて、あまり深い注意を拂はずは、この法案を起案せられたやうに感じますが、私も一應これを認めまして、そういう點に相當に注意をしなければならぬといふことを御注意の上、なおこの實施について、さうな點で萬全を期することができるといふ、なんらかの考慮を拂われたと思ひます。これは蛇足かも知れませんが、御注意を申し上げておきます。

○林(敬)政府委員 御承知のように、この前申し上げまして、重複して恐縮であります、地方團體關係の選挙人名簿は、ほとんど大部分は衆議院議員選挙人名簿とダブつてゐるわけでありまして、従つて衆議院議員選挙人名簿を使ひまして、それで今度の改正案で改正をお願いしたいと思つて提案いたしました。その補充選挙人名簿は、全體の率から言ひますと、ごくごくわずかの人数でございます。ですからこれを臨時名簿主義をとりまし

ても、それによつてこゝういふ誤謬が、さうたくさん出てくるとは萬々考えないのでありますので、数が少うございしますから、念を入れることも、全部のものをつくるのから見れば、ずつとでざるのではないかと考へております。もちろん私も、實施については最善の注意をいたしまして、その實施のときに當つては、當該自治團體には、今後とも絶えずその點についての注意と警告を發して、念には念を入れてつくらせるやうにしたいと存じます。

○外崎委員 今の問題で、地方局長もよく御承知でしやうが、一票をもつて争うやうな命がけの選挙の場合、本人はよくわかつておりながら、両方に入れた場合に、これを罰する法規があるかないか。これは重大です。

それから今度の日本の警察制度及び六・三制に對しては、實にわれわれ日本國民としては、想像のつき得ない法律ではないかと思ふ。現在の日本の國民の力としては、今度のやうな警察制度が適用になれば、治安の維持上非常な不安をもちます。同時に六・三制度の問題は、現在の敗戦日本の經濟では、はなはだ苦しい。金は國家も欲しければ、地方も欲しい。先ほどお話の通り、六・三制は政府が半分、地方が半分という負擔になつておるが、今日のやうな物價の高いときは、便所のやうな小さいものを建てても何萬何十萬とかかる。そんなときに、貧弱な町村に半分もたせるというところは、たとへば附屬をもつてしてもなかにできない。しかもこれは、當然やらなければならぬ義務制度の六・三制であるから、政府は多少無理をしても、國家で全部負擔してやるべきが當然だと私は

考へる。政府の現在の豫算ではどうもできないかもしれないけれども、政府の豫算でできないならば、地方の豫算では一層できないのであります。局長を責めるやうですが、よくこの點御説明を伺いたしたいのです。でき得ない場合に無理してやつたところで、地方では不完全なものしかできない。これはむしろ進んで、この場合政府の思い切つた全額國庫負擔でやるべきものと考えます。このたび私のところへ、ある新制の中學生から血の出るやうなはがきが來ております。私は青森縣出身であります。これは宮城縣柴田郡 槻木中學校の加藤という生徒から來たもので、お元氣ですか。僕たち新制中學生は毎日元氣に楽しく暮らしています。だが困つたことに、わが校舎が一棟しかありません。その代り校舎で小學校のもの、便所などは雨が降ると雨は漏るし、勉強した甲斐もありません。もし中學校を建てなくては、日本をほろぼす蟲みたいになるのでありません。僕たちは一日も早く校舎を建てるのを、みな首を長くして待つています。僕たちの心にはみなこもつています。どうか一生をお願いです。という血の出るやうなはがきであります。なにかんて東北地方などは、先般の東北水害で自分の家さへ建てるのができず、離村して四散する者が何十萬と出ているのですが、そういう事情のところに對しては、特別に何か政府で考へておられるのかどうか。これをひとつお伺いしたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 二重投票をいたしました場合の處罰であります。これは選挙法の中に處罰規定がございます。して、それを地方制度の方においても準用いたしております。どのくらいに罰であつたかは、今資料をもつておりませんが、正確に申し上げられませんが、適當なる處罰がございます。そういうことをやつた場合には罰を食ふやうになつております。

それから警察制度、その他六・三制度問題についてのお話でございますが、私先ほど申し上げましたやうに、建前といたしましては、政府全額といふよりは、地方的色彩のある制度のものでございします。やはりこれは俸給にしましても、設備にしましても、半々といふ建前がいいと存じます。しかしこの後の半分がもてないとき、どうだといふお尋ねは、ごもつともでありまして、窮乏な町村ではさういふことはできないだらうと思ひます。これは根本においては、地方財政制度を直しまして、有力な税源をもちらへつてくる。それからつと、區域その他についても考慮するといふことが考へられるのでありますが、そんなことを言つておられない。さしあたり問題といふことになりまして、結局政府補助金は二分の一でましますけれども、裏からさういふ窮乏町村に對しては、財政の狀態、課税力の狀況といふものを算定いたしまして、分與税でもつてこれを補つていくよりほかはないのではないかと思つております。それから分與税だけでなく、いろ／＼住民税の増徴とか、あるいは特別獨立税の創設とか、さういふことでもつて辻褄を合せていくよりほかはないのではないかと。すなわち國家から當然もらうものは半分、あとは自前でやる。しかし自前といつても、無から有を生ず

るわけにまいりませんから、自前で出し得るだけのいい税を地方でもつか、あるいは自前でやるだけの國家から分與税に入れてくるか、あるいは今までとつてゐる税を餘計とするやうにするか、さういふ方法を考へる。また國家全體ともならみ合わせなくては困るのであります。起債といふやうなものについても、これをできるだけ許可をして、それをずつと何年賦で支拂つていく。その支拂つていく元利の償還というものが分與税なり、その町村の税なり、さういふもので支拂いができるやうな財政計畫をつくつて、その中にあてはめて、そのレールの上に乗せていくといふ方法が一番よいのではないかと考へております。

○外崎委員 時間がないのに質問をするのは心苦しく存じますけれども、どの町村でも、これから校舎を建てるといへば、やはり何百萬を下ることができない。わずかの分與税や何かでやつていこうとするのには、なかなか至難であります。なにかんて今申しました東北のやうに、大水害をこうむつて、あすの生活さえ立つていけるかわからないといふときに、これも同一な方法でやるということになれば、無理なことになるし、できないことになるので、無理な例外ではあるけれども、やはりこれは政府が進んで全額でもつてやつて、完全な方法をとることが適當ではないかと。發言權がもてないということよりも、むしろ政府が全額でやつて、安心できるようにやつていただきたい。政府ができないというより、地方はもつてできないのであります。今無理に六・三制を實施しようといふところに、何かわだかまりがあるだらう

けれども、政府がこれを引受けた以上、當然政府でやつてくれて、完全な教育方針を立ててもらいたいというものが、恐らく全國民の輿論だと思ひます。無理なお願ひはできないと思ひけれども、政府當局としても、そこまでお考えを及ぼしてやつてもらいたい。政府の全額負擔をやつてもらいたいと思ひが、東北及び今度の水害地に對して、大體どういふふうによつていくか、これをお伺ひします。

○林(敬)政府委員 お話の點は同感であります。政府で必要な補助金は出す、あと地方が賄う分については、地方で賄ひ得るよう、政府としては最善の財政上の援助といひますか、方策を講ずる、こゝういふことのできるだけの努力をいたしてまいりたいと思ひます。特に東北地方その他水害地方であります。これらの窮乏といふことは十分考慮の中に入れて、措置を講じてまいりたいと思ひます。

○中島委員 ただいまの千賀委員の質問に關連いたしておりますので、伺ひたいと思ひます。ただいまのような不正投票が発見された場合に、開票前でありましたら、その方法が講ぜられると思ひますが、開票後に不正投票が発見された場合の措置、これはただいま局長のお話では、無効にするといふような御答辯であつたように、私聞き及んでおるのでありますが、それが無効になりました場合に、得票者の得點へ影響して來ないものかどうか、この點を承りたいと思ひます。

○金丸説明員 影響してまいります場合と、まいらない場合とございます。たとへば、そゝういふ投票がかりに一票あつたといひます。その場合に、最

下位の當選者が三十票で、次點者が二十九票といふような場合には、當選の結果に異動を生じてまいります。三十一票と二十九票の場合におきましては影響がございせんから、何ら當選者の身分に異動を生じませんが、前の場合には、一應三十票の當選者の當選が無効になつてまいりまして、一名ではそゝういふこともございせんが、それが定數の六分の一に足りぬ場合には、將來再選挙を行うといふ必要が生じてまいり得るわけでございます。

○中島委員 わかりました。

○笠原委員 私は千賀さんの質問に關連して二點ほどお伺ひしたい。選挙の場合に、候補者は告示があつてから届出をやりますれば、すぐ選挙運動に着手できるが、今聴いてみますと、名簿の確定の方は告示後になるということ。ところが、候補者の側から見れば、選挙費用は制限を受けるわけで、選挙費用の今の計算の建前は、名簿が確定して、それに基づいて選挙費用が割出されてくる。そうすると、候補者が選挙に着手する場合においては、選挙費用の方は全然わからないわけでありまして、また選挙費用は、規則によつて今までは告示しなければならぬことになつておりますが、その方の關係は今後どういふことになりまするか、その點をお伺ひしておきたいと思ひます。

もう一つは、衆議院議員選挙の場合においては、候補者は法律で定めた範圍内で、あいつつ状が出されるのであります。名簿の確定が非常に進んでおりますから、有権者に對するあいつつ状の發送に非常に差支えてくると思ひます。また一方選挙管理委員會にお

きまして、経歴公報等の發行が相當差支えるのではないかとと思ひますが、そゝういふ場合にどういふ考慮を拂うつもりでありますか、その點について簡単に御答辯願ひたいと思ひます。

○金丸説明員 御質問の第一の、選挙運動の費用は仰せの通りでございます。名簿の確定の日に、これに登載されてゐる人を基準にして選挙運動の費用が定まつてくるわけでございます。しかし選挙の以前にすでに確定した名簿がたゞさんございまして、補充名簿と申しますのは、選挙権は衆議院と地方議會の選挙とほとんど一致しておりますので、大體千人のうち九百九十人、あるいはそれ以上の人は衆議院の選挙人名簿に載つておりました。補充選挙人名簿には、市町村でございまして、数千人とか、あるいはせいぜい數十人くらいに載つていないという關係になつてまいらると思ひます。選挙運動をおやりになる場合に、大體の選挙運動の費用については見當がついておるうかと思ひますので、別にそゝういふ支障もあまりないのではないかとと思ひます。

第二の、あいつつ状をお出しになる場合の點は、仰せのように確定前であるが相手はまだ確定しておりませんから、いささか支障がございせんではないかと思ひます。その點は仰せの通りでございます。ただいまも申しましたように、臨時名簿に載せまゐるは、ずつとその後になつて参りました人だけであるから、大部分の人には出せるといふことになるかと思ひます。仰せのようないふ不便は起きてまいりましかれども、一方においては選挙の當日まで選挙権をもつてゐる人を、一人でも餘

計に名簿に登録いたしましたして、もれなく選挙に参加させるようにいたしたいといふことが、臨時名簿主義をつた根本の趣旨でございまして、この趣旨から、ただいま仰せのような選挙運動をおやりになる上からは、やや不便な點があろうかと思ひますけれども、臨時名簿に載つてまいります人の數等から考えまして、また實際上大體そゝういふふうな人がどれくらいあるかといふことは、事前の調査等によつてもできるのではないかとと思ひます。正式に告示後になりましてから、名簿の調製には着手をいたしますけれども、選挙人名簿を調製します事務當局といひましては、ある程度前もつてゐる／＼な準備等もいたしておりますから、大よそどういふふうな有権者があつたといふふうな見當もつくのではないかと考へるであります。

○坂東委員長 お諮りいたします。なお發言者は數名残つております。従つて本日はこの程度で散會しまして、明日は午前十時半から開會することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂東委員長 それではさうに決定いたします。さらにまたお諮りするところがあります。それは松野頼三君が消防法案起草小委員を辭任されておりますから、その補缺選挙をいたしたいと思ひますが、これは委員長において指名選任いたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂東委員長 そうしますればさうに決定いたしました。小暮藤三郎君を右小委員に指名選任いたします。

それでは本日はこれをもつて散會い

たします。
午後零時三十五分散會

昭和二十二年十二月十九日印刷

昭和二十二年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類第二号)

(六一二)